

施策カールテ

1 施策の位置付け

総合計画 政策の柱	市民の快適な暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	快適な住環境を創出する	取組の 基本方向	「快適な住環境を創出する」ため、幅広い居住ニーズに対応するための「快適な住宅の供給と取得支援の充実」、安全で環境に優しい住宅の普及促進を図るための「住宅の安全性・環境性の向上」、良好な住環境を形成するための「住環境の向上」に、重点的に取り組みます。	政策目標 (基本施策目標)	市民が良好な住環境の中で、安全で環境にやさしい住宅で快適に暮らしています。
--------------	------------------	----------------	-------------	-------------	--	------------------	---------------------------------------

2 施策の現状と達成状況、課題の抽出

施策名	居住環境の向上						施策の 達成 状況	施策指標(単位)						達成率 (%)
	H19:基準							H20						
施策目標	快適な住生活を送ることのできる良好な住環境が形成されています。						地区計画導入地区数	---						83.3%
施策を取巻く 環境	少子高齢化社会による人口減少時代の到来を見据え、住環境の質の向上が求められている。そのため、計画的な都市基盤整備や良好な住環境づくりを推進していくことが必要である。							19						
市民の 施策満足度	26.9%	達成度 (単年度目標)	達成している (90%以上)	概ね達成 (70%~90%未満)	達成していない (70%未満)	説明		居住環境の向上に資するいずれの事業も、概ね目標どおり進行している。						
市民の 施策重要度	64.1%	必要性 (住民・社会ニーズ)	増加している	横ばい	減少している	説明		「市政に関する世論調査」によると、市街地整備について半数以上の市民が重要と回答しているなど、安全で快適な住環境整備が求められている。						
		効率性 (事務事業の進捗)	十分である	不十分な事業が 一部ある	不十分な事業が 複数ある	説明	概ね目標をクリアしている。							
		有効性 (政策目標への効果)	十分である	やや不十分である	不十分である	説明	良好な住環境を形成するために不可欠な事業であり、十分な効果をあげている。							
		施策の評価		現状 課題 分析 と 抽出		再開発事業の支援や区画整理事業を実施し、計画的に土地利用や基盤整備を行うとともに、地区計画制度を活用し、良好な住環境の創出に努めており、概ね目標を達成している。 土地利用や基盤整備等に係る事業は、長期間にわたるなど課題もあるが、市民がゆとりある快適な暮らしを送るために効果的な事業であり、住環境の向上に対するニーズが増加していることなどから、引き続き、総合的・計画的に取り組んでいく必要がある。また、事業実施に際しては、地区の特性を見極め、特性に応じた施策を選択・実施していくことも必要である。								

3 今後の取組方針

取組の 考え方	居住環境の質の向上を図るため、再開発事業や土地区画整理事業、地区の特性に応じた地区計画制度の活用などを行っている。事業実施期間の長期化など課題もあるが、快適な住環境への整備に対するニーズが増大していることや、良好な住環境の創出に効果的な事業であることなどから、引き続き地区の特性に応じた住宅施策を実施していく。	政策評価 会議意見	良好な住環境づくりを推進していくため、再開発事業や区画整理事業を計画的に進めるとともに、地区独自のまちづくりのルールを定める地区計画制度などを活用している。 事業期間が長期にわたるなどの課題もあるが、市民の住環境向上に対するニーズが増加していることから、今後も引き続き市内各地区の特性に応じた住宅施策を推進し、快適でゆとりある住生活を送ることのできる住環境の形成に努めること。
------------	---	--------------	---

4 施策を構成する事務事業一覧

再掲	事業名	対象者	開始 年度	活動指標等	H19	H20	H19 事業費 (千円)	H20 事業費 (千円)	優先度	事業の 方向性	施策目標を達成するための取組方針
					目標値	目標値					
再掲	宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業	権利者で構成する地元組織(再開発準備組合、市街地再開発組合)	H18	事業進捗率(%)	100	100				継続	中心市街地の活性化や、安全・安心で快適な住環境を形成するうえで重要な事業であるため、平成23年度に予定される事業の完了に向け、地元再開発組合に対して計画的な事業運営を行うよう、引き続き、支援・助言していく。
					52	58					
再掲	宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業	権利者で構成する地元組織(再開発準備組合、市街地再開発組合)	H19	事業進捗率(%)	100	100				継続	中心市街地の活性化や、安全・安心で快適な住環境を形成するうえで重要な事業であるため、平成22年度に予定される事業の完了に向け、地元再開発組合に対して計画的な事業運営を行うよう、引き続き、支援・助言していく。
					114	90					
再掲	宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業	・事業計画区域(平松本町、東峰町、峰町、石井町の各一部48.2ha) ・関係権利者 904人及び市民	H11	道路築造延長(m) 宅地造成面積(m <sup>2</sup> )	道路築造延長: 800m 宅地造成面積: 10,000m <sup>2</sup>	道路築造延長: 800m 宅地造成面積: 10,000m <sup>2</sup>				継続	良好な住環境を形成するうえで重要な事業であるため、事業の早期完了に向け工程管理を適切に行い、併せて事業費等の抑制に努める。
					道路築造延長: 1,083m 宅地造成面積: 7,200m <sup>2</sup>	道路築造延長: 1,175m 宅地造成面積: 12,600m <sup>2</sup>					
再掲	宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業	・事業計画区域(東峰町、平松本町、峰町、平松町の各一部41.8ha) ・関係権利者(960人)及び市民	H19	道路築造延長(m) 宅地造成面積(m <sup>2</sup> )	事業用地先行取得面積: 0m <sup>2</sup> 道路築造延長: 0m 宅地造成面積: 0m <sup>2</sup>	事業用地先行取得面積: 4,470m <sup>2</sup> 道路築造延長: 0m 宅地造成面積: 0m <sup>2</sup>				継続	良好な住環境を形成するうえで重要な事業であるため、仮換地指定・公共施設整備等の短期・中期整備計画を作成し、計画的かつ効率的に事業を進める。
					事業用地先行取得面積: 0m <sup>2</sup> 道路築造延長: 0m 宅地造成面積: 0m <sup>2</sup>	事業用地先行取得面積: 4,470m <sup>2</sup> 道路築造延長: 0m 宅地造成面積: 0m <sup>2</sup>					

再掲	宇都宮市鶴田第1土地区画整理事業		・事業計画決定区域(鶴田町の一部 42.9ha) ・関係権利者(450人)及び市民	H5	道路築造延長(m) 宅地造成面積(m <sup>2</sup> )	道路築造延長: 98.0m 宅地造成面積: 9,700m <sup>2</sup>	道路築造延長: 53.0m 宅地造成面積: 5,900m <sup>2</sup>				継続	良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、権利者に対し出来形面積や清算金等について理解を得るよう事前説明を行い、H22年度の換地処分を実施することで事業効果の発現を目指す。
	担当課	西部区画整理事業課				道路築造延長: 183.0m 宅地造成面積: 3,767m <sup>2</sup>	道路築造延長: 53.0m 宅地造成面積: 4,355m <sup>2</sup>					
再掲	宇都宮鶴田第2土地区画整理事業		・事業計画決定区域(鶴田町の一部 86.2ha) ・関係権利者(724人)及び市民	H11	道路築造延長(m) 宅地造成面積(m <sup>2</sup> )	道路築造延長: 1,607m 宅地造成面積: 31,000m <sup>2</sup>	道路築造延長: 3,499m 宅地造成面積: 32,158m <sup>2</sup>				継続	良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、関係権利者との合意形成を図り仮換地指定率を高めると共に、建物移転及び公共施設整備を推進し、事業の早期完了を目指す。
	担当課	西部区画整理事業課				道路築造延長: 2,143m 宅地造成面積: 75,000m <sup>2</sup>	道路築造延長: 1,460m 宅地造成面積: 44,440m <sup>2</sup>					
再掲	岡本駅西土地区画整理事業		・事業計画決定区域(下岡本町, 中岡本町及び東岡本町の各一部 59.2ha) ・関係権利者(848人)及び市民	H6	道路築造延長(m) 宅地造成面積(m <sup>2</sup> )	道路築造延長: 300m 宅地造成面積: 2,500m <sup>2</sup>	道路築造延長: 450m 宅地造成面積: 4,500m <sup>2</sup>				継続	良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、早期に施設計画を固めるとともに、仮換地指定の推進・拡大を図り、建物移転や公共施設整備等の整備を速やかに行う。
	担当課	北部区画整理事務所				道路築造延長: 273m 宅地造成面積: 2,363m <sup>2</sup>	道路築造延長: 428m 宅地造成面積: 4,222m <sup>2</sup>					
再掲	中里原土地区画整理事業		・事業計画決定区域(中里町の一部 14.4ha) ・関係権利者(33人)及び市民	H18	道路築造延長(m) 宅地造成面積(m <sup>2</sup> )	道路築造延長: 0m 宅地造成面積: 0m <sup>2</sup>	道路築造延長: 2,221m 宅地造成面積: 35,000m <sup>2</sup>				継続	良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、平成22年度の事業完了を目指し、公共施設の整備を推進するとともに、円滑な保留地処分を行う。
	担当課	北部区画整理事務所				道路築造延長: 0m 宅地造成面積: 0m <sup>2</sup>	道路築造延長: 2,005m 宅地造成面積: 34,468m <sup>2</sup>					
再掲	地区計画制度の活用		市民, 事業者	H元	地区計画制度についての説明会や協議の回数	10	10				継続	良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、多くの市民・事業者に対しPR等を行い、地区計画を活用した良好な居住環境の保全や、景観に配慮した地区の増加を目指す。
	担当課	都市計画課				30	40					
施策事業費合計						0	0					